

 \Diamond

鳥取県公報

平成 21 年 3 月 31 日 (火) 号外第44号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として
	専ら従事することができる期間の特例を定める規則(5)(任用課)・・・・・・・2
	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う
	関係人事委員会規則の整理等に関する規則(6)(")・・・・・・・・・・3
	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(7)(")・・・・・・・・・16
	人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則(8)(")・・・・・18
	人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
	(9) (") · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(10)(給与課)・・・・20
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(11)(")・・・・・・・21

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することがで きる期間の特例を定める規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第5号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事すること ができる期間の特例を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)附則第20項の規定に基づ き、法第7条第4項の規定により公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体(以下「委託団体」 という。)の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定めるものとする。 (専従の期間に関する特例)

第2条 別表の左欄に掲げる委託団体に係る法附則第20項の規定により読み替えられた法第55条の2第3項の人 事委員会規則で定める期間は、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

委託団体			
若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、南部町、江府町、鳥取県町村	7年		
職員退職手当組合、鳥取県町村消防災害補償組合、米子市日吉津村中学校組合、鳥取県東部広			
域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合及び南部箕蚊屋広域連合			
上記以外の委託団体	5年		

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の 整理等に関する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第6号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規 則の整理等に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(休職者の給与)

第16条の2 略

2 前項の場合において、給与条例第12条の2第5号 2 前項の場合において、給与条例第12条の2第5号 の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養 手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、 それぞれ100分の70(生死不明等の原因である災害 が公務上の災害又は通勤による災害(外国派遣条例 第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派 遣先の機関又は公益的法人等派遣条例第2条第1項 の規定により派遣された職員に係る同条第3項第1 号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上 の災害又は通勤による災害を含む。)と認められる ときにあっては、100分の100)を乗じて得たものと する。

(休職者の給与)

第16条の2 略

の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養 手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、 それぞれ100分の70(生死不明等の原因である災害 が公務上の災害又は通勤による災害(外国派遣条例 第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派 遣先の機関、公益的法人等派遣条例第2条第1項の 規定により派遣された職員に係る同条第3項第1号 に規定する派遣先団体又は公益的法人等への一般職 の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律 第50号)第10条第1項の規定により退職し引き続き 在職する公益的法人等派遣条例第10条に規定する特 定法人における業務に係る業務上の災害又は通勤に よる災害を含む。)と認められるときにあっては、 100分の100)を乗じて得たものとする。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する 同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場 合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以 下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」 という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後 部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後

改 正 前

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和|第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和 26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」とい う。) 第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等 に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下 「育児休業条例」という。)第8条及び第23条の規 定、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する 条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法 人等派遣条例」という。)第6条及び第7条第4項 の規定並びに職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休 業条例」という。)第11条及び第13条の規定に基づ き、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定 めるものとする。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等に|第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等に より次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲 げる者にあっては、教育職給料表(1)又は教育職給 料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者 の第3条から前条までの規定に基づいて定められた 初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を 生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承 認を得て、別にその者の号給を決定することができ る。

(1) 略

- (2) 略
- <u>(3)</u> 略
- <u>(4)</u> 略

(特定の降任の場合の職務の級の特例)

第8条の6 略

2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同 2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同 項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身 の故障が公務上の負傷若しくは疾病(外国派遣職員 に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣職員に係

(趣旨)

26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」とい う。) 第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等 に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下 「育児休業条例」という。)第8条及び第23条の規 定、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する 条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法 人等派遣条例」という。)第6条、第7条第4項及 び第16条の規定並びに職員の自己啓発等休業に関す る条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓 発等休業条例」という。)第11条及び第13条の規定 に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基 準を定めるものとする。

(人事交流等により異動した場合の号給)

- より次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲 げる者にあっては、教育職給料表(1)又は教育職給 料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者 の第3条から前条までの規定に基づいて定められた 初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を 生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承 認を得て、別にその者の号給を決定することができ る。
- (1) 略
- (2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣 等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第 2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」 <u>という。</u>)
- (3) 略
- <u>(4)</u> 略
- <u>(5)</u> 略

(特定の降任の場合の職務の級の特例)

第8条の6 略

項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身 の故障が公務上の負傷若しくは疾病(外国派遣職員 に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣職員に係る る公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定 する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又 は疾病を含む。以下同じ。) 又は通勤(地方公務員 災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項 及び第3項に規定する通勤(公益的法人等派遣職員 にあっては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律 第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤 (当該派遣先団体において就いていた業務に係る就 業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1 号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に 同条に規定する通勤に該当するものに限る。))を いう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病による ものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に 基づき降任の理由が消滅したものと認めた日から、 前項第3号の規定に該当する場合は降任された日か ら、同項第4号の規定に該当する場合は復職の日か らそれぞれ2年を超えてはならない。

公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定す る派遣先団体又は退職派遣者の在職する公益的法人 等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務 に係る業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。) 又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第 121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤 (公益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあって は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) 第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当該派遣 先団体又は特定法人において就いていた業務に係る 就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第 1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合 に同条に規定する通勤に該当するものに限る。)) をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病によ るものである場合を除き、任命権者が医師の診断等 に基づき降任の理由が消滅したものと認めた日か ら、前項第3号の規定に該当する場合は降任された 日から、同項第4号の規定に該当する場合は復職の 日からそれぞれ2年を超えてはならない。

3 略

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

改正後

改正前

(支給期間及び支給額)

第6条 略

れ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される 職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第 3号)第2条第1項の規定により派遣され、若しく は鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条 例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規 定により派遣される場合における当該職員に対する 別表の適用については、当該休職の期間(条例第12 条の2第1号及び第2号の規定により給与の全額を 支給される休職の期間を除く。) 又は当該派遣の期 間(同法第2条第1項の規定による取決めにより初

(支給期間及び支給額)

第6条 略

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にさ 2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にさ れ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される 職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第 3号)第2条第1項の規定により派遣され、鳥取県 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条 例」という。)第2条第1項の規定により派遣さ れ、若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員 の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10 条第1項の規定により退職し引き続き公益的法人等 派遣条例第10条に規定する特定法人に在職する場合 任給調整手当に相当する金額を全額支給されること となる場合には、当該期間を除く。)は、同表の期 間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

における当該職員に対する別表の適用については、 当該休職の期間(条例第12条の2第1号及び第2号 の規定により給与の全額を支給される休職の期間を 除く。) 又は当該派遣若しくは当該特定法人に在職 した期間(同法第2条第1項又は第10条第1項の規 定による取決めにより初任給調整手当に相当する金 額を全額支給されることとなる場合には、当該期間 を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に は算入しない。

3 略

3 略

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

改正後

改正前

(定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用 | 第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

(1)~(4) 略

(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定す る一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関す る条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5 項第2号に規定する地方公社、国家公務員退職手 当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2 各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる 法人(同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政 民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項 の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。) その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると 認めるものに勤務する者をいう。

(定義)

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

(1)~(4) 略

(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定す る一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関す る条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5 項第2号に規定する地方公社、鳥取県公益的法人 等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取 県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」と いう。) 第10条に規定する特定法人(以下「特定 法人」という。)、国家公務員退職手当法施行令 (昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げ る法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令 第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法 (平成17年法律第97号)第166条第1項の規定に より解散した旧日本郵政公社を除く。) その他人 事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるも のに勤務する者をいう。

(期末手当の支給を受ける職員)

(期末手当の支給を受ける職員)

|第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により|第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により| 期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ れぞれの基準日(以下「期末手当基準日」とい う。)に在職する一般職員(条例第16条の5各号の いずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げ る職員以外の職員とする。

(1)~(9) 略

(10) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1 項の規定により派遣された職員(以下「公益的法 人等派遣職員」という。)のうち、給与の支給を 受けていない職員

期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ れぞれの基準日(以下「期末手当基準日」とい う。)に在職する一般職員(条例第16条の5各号の いずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げ る職員以外の職員とする。

(1)~(9) 略

(10) 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定に より派遣された職員(以下「公益的法人等派遣職 員」という。)のうち、給与の支給を受けていな い職員

(職員の旅費等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 職員の旅費等に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

改正後

(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)

第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で 第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で 定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立 大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第5項 に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規 定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員か ら引き続いて採用される職員(条例第1条に規定す る職員に採用されるものに限る。以下同じ。)及び 人事委員会の承認を得た職員とする。

(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)

改正前

定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立 大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第5項 に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規 定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員か ら引き続いて採用される職員(条例第1条に規定す る職員に採用されるものに限る。以下同じ。)、公 益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関す る法律(平成12年法律第50号。以下「公益的法人等 派遣法」という。)第10条第1項の規定により採用 される職員及び人事委員会の承認を得た職員とす る。

別表第3(第17条関係)

第1 略

第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基

(1)~(4) 略

(5) 職員が公益的法人等への一般職の地方公務

別表第3(第17条関係)

第1 略

第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基

(1)~(4) 略

(5) 職員が<u>公益的法人等派遣法</u>第5条第1項又

員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50 号)第5条第1項又は第2項の規定により職務 に復帰する場合において、当該復帰に伴い住所 又は居所を移転するときには、当該移転につい て赴任の場合の旅費の例により算定した額を支 給するものとする。

(6) 略

第3 略

は第2項の規定により職務に復帰する場合にお いて、当該復帰に伴い住所又は居所を移転する ときには、当該移転について赴任の場合の旅費 の例により算定した額を支給するものとする。

(6) 略

第3 略

(住居手当に関する規則の一部改正)

第6条 住居手当に関する規則(昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

> 改正後 改正前

(適用除外職員)

- 則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 略
 - (2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号)第2条第1項に規定す る地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行 令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲 げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同 令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)、鳥取 県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人 等派遣条例」という。)第2条第1項各号に掲げ る法人又はその他特別の法律により設置された法 人で人事委員会が定めるものから貸与された職員 宿舎に居住している職員

(3) 略

(適用除外職員)

- 第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規|第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規 則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 略
 - (2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号)第2条第1項に規定す る地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行 令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲 げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同 令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)、鳥取 県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人 等派遣条例」という。)第2条第1項各号に掲げ る法人、公益的法人等派遣条例第10条に規定する 特定法人又はその他特別の法律により設置された 法人で人事委員会が定めるものから貸与された職 員宿舎に居住している職員

(3) 略

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「削除号」という。)を削り、同 表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。)を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた 部分(追加号を除く。)を加える。

改正後 改正前

(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した)(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した 期間に相当する期間)

第8条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める 第8条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める 期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特 に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の 期間とする。

- 期間に相当する期間)
- 期間は、次に掲げる期間とする。
 - (1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に 承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の 期間
 - ア 育児休業法第2条の規定により育児休業(鳥 取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条 例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的 法人等派遣条例」という。)第3条第1号に規 定する派遣職員(以下「公益的法人等派遣職 員」という。)にあっては、育児休業、介護休 業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関 する法律(平成3年法律第76号。以下「育児介 護休業法」という。)第2条第1号に規定する 育児休業)をしていた期間及び教育公務員特例 法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定 する大学院修学休業をしていた期間
 - イ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)第1 条の3第2号、第3号、第5号、第6号又は第 9号に掲げる職員として在職した期間(職員の 休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例 第7号)第2条第1号の規定に該当して休職し た期間を除く。)
 - (2) 公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定す る退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)で あった期間(育児介護休業法第2条第1号に規定 する育児休業をしていた期間を除く。)
- (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業(鳥 取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人 等派遣条例」という。)第3条第1号に規定する 派遣職員(以下「公益的法人等派遣職員」とい う。)にあっては、育児休業、介護休業等育児又 は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平 成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児 休業)をしていた期間及び教育公務員特例法(昭 和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学 院修学休業をしていた期間
- (2) 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)第1条 の3第2号、第3号、第5号、第6号又は第9号 に掲げる職員として在職した期間(職員の休職の 事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号) 第2条第1号の規定に該当して休職した期間を除 <u>()</u>

(育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した (育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した) 期間に相当する期間)

期間は、公益的法人等派遣職員であった期間のうち 公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定す る派遣先団体において勤務した期間とする。

期間に相当する期間)

第9条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める|第9条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める 期間は、公益的法人等派遣職員であった期間のうち 公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定す る派遣先団体において勤務した期間及び退職派遣者 であった期間のうち公益的法人等派遣条例第10条に 規定する特定法人において勤務した期間とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第8条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する 同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場 合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以 下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」 という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後 部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後 改正前

(年次有給休暇の日数)

第12条 略

2 及び3 略

4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方 4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 は、次に掲げる者とする。

(1)及び(2) 略

(年次有給休暇の日数)

第12条 略

2 及び3 略

公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 は、次に掲げる者とする。

(1)及び(2) 略

(3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣 等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公 益的法人等派遣法」という。)第10条第1項の規 定により退職し引き続き鳥取県公益的法人等への 職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例 第3号。以下「公益的法人等派遣条例」とい う。) 第10条に規定する特定法人(以下「特定法

略

<u>(3)</u> 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

- 5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方 5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 から引き続き職員となった者その他人事委員会規則 で定める者は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣 等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下 「公益的法人等派遣条例」という。) 第2条第1項 の規定により派遣されていた職員であって、公益的 法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法 律(平成12年法律第50号)第5条第1項又は第2項 の規定により職務に復帰したものとする。
- 6 及び7 略

(病気休暇)

- 第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める|第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める 場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。
 - (1) 公務による負傷若しくは疾病(外国の 地方公共団体の機関等に派遣される職員の 処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例 第3号)第2条第1項の規定により派遣さ れた職員に係る派遣先の機関又は公益的法 人等派遣条例第2条第1項の規定により派 遣された職員(以下「公益的法人等派遣職 員」という。)に係る同条第3項第1号に 規定する派遣先団体における業務に係る業 務上の負傷又は疾病を含む。) 又は通勤 (地方公務員災害補償法(昭和42年法律第 121号)第2条第2項及び第3項に規定す る通勤(公益的法人等派遣職員にあって は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律 第50号)第7条第2項及び第3項に規定す る通勤(当該派遣先団体において就いてい た業務に係る就業の場所を地方公務員災害 補償法第2条第2項第1号及び第2号に規 定する勤務場所とみなした場合に同条に規 定する通勤に該当するものに限る。))を いう。以下同じ。)による負傷若しくは疾 病の場合

人」という。)に在職する者(以下「退職派遣 者」という。)

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 から引き続き職員となった者その他人事委員会規則 で定める者は、公益的法人等派遣条例第2条第1項 の規定により派遣されていた職員であって、公益的 法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により 職務に復帰したものとする。

6 及び7 略

(病気休暇)

略

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国の 地方公共団体の機関等に派遣される職員の 処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例 第3号)第2条第1項の規定により派遣さ れた職員に係る派遣先の機関、公益的法人 等派遣条例第2条第1項の規定により派遣 された職員(以下「公益的法人等派遣職 員」という。)に係る同条第3項第1号に 規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る 特定法人における業務に係る業務上の負傷 又は疾病を含む。) 又は通勤(地方公務員 災害補償法(昭和42年法律第121号)第2 条第2項及び第3項に規定する通勤(公益 的法人等派遣職員及び退職派遣者にあって は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律 第50号)第7条第2項及び第3項に規定す る通勤(当該派遣先団体又は特定法人にお いて就いていた業務に係る就業の場所を地 方公務員災害補償法第2条第2項第1号及 び第2号に規定する勤務場所とみなした場 合に同条に規定する通勤に該当するものに 限る。))をいう。以下同じ。)による負

	傷若しくは疾病の場合
略	略

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第9条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する 同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場 合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以 下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」 という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後 部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

> 改正後 改正前

(年次有給休暇の日数)

第11条 略

2 及び3 略

- 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 は、次に掲げる者とする。
 - (1)及び(2) 略

- (3) 略
- (4) 略
- <u>(5)</u> 略
- 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 から引き続き職員となった者その他人事委員会規則 で定める者は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣 等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下 「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項 の規定により派遣されていた職員であって、<u>公益的</u>

(年次有給休暇の日数)

第11条 略

2 及び3 略

- 4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方 4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 は、次に掲げる者とする。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣 等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公 益的法人等派遣法」という。)第10条第1項の規 定により退職し引き続き鳥取県公益的法人等への 職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例 第3号。以下「公益的法人等派遣条例」とい う。) 第10条に規定する特定法人(以下「特定法 人」という。)に在職する者(以下「退職派遣 <u>者」という。</u>)
 - (4) 略
 - (5) 略
 - <u>(6)</u> 略
 - (7) 略
- 5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方 5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 から引き続き職員となった者その他人事委員会規則 で定める者は、公益的法人等派遣条例第2条第1項 の規定により派遣されていた職員であって、公益的 法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により 職務に復帰したものとする。

略

法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法 律(平成12年法律第50号) 第5条第1項又は第2項 の規定により職務に復帰したものとする。

6 及び7 略

(病気休暇)

第14条 条例第13条第 1 項の人事委員会規則で定める 第14条 条例第13条第 1 項の人事委員会規則で定める 場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国の 略 地方公共団体の機関等に派遣される職員の 処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例 第3号)第2条第1項の規定により派遣さ れた職員(以下「外国派遣職員」とい う。)に係る派遣先の機関又は公益的法人 等派遣条例第2条第1項の規定により派遣 された職員(以下「公益的法人等派遣職 員」という。)に係る同条第3項第1号に 規定する派遣先団体における業務に係る業 務上の負傷又は疾病を含む。) 又は通勤 (地方公務員災害補償法(昭和42年法律第 121号)第2条第2項及び第3項に規定す る通勤(公益的法人等派遣職員にあって は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律 第50号)第7条第2項及び第3項に規定す る通勤(当該派遣先団体において就いてい た業務に係る就業の場所を地方公務員災害 補償法第2条第2項第1号及び第2号に規 定する勤務場所とみなした場合に同条に規 定する通勤に該当するものに限る。))を いう。以下同じ。) による負傷若しくは疾 病の場合

略

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める|第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める 場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

(28) 学校(学校給食法(昭和29年 その都度必要 法律第160号)第6条の規定に基 と認める期間 づき設置された施設を含む。)の

6 及び7 略

(病気休暇)

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国の 地方公共団体の機関等に派遣される職員の 処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例 第3号)第2条第1項の規定により派遣さ れた職員(以下「外国派遣職員」とい う。)に係る派遣先の機関、公益的法人等 派遣条例第2条第1項の規定により派遣さ れた職員(以下「公益的法人等派遣職員」 という。)に係る同条第3項第1号に規定 する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定 法人における業務に係る業務上の負傷又は 疾病を含む。) 又は通勤(地方公務員災害 補償法(昭和42年法律第121号)第2条第 2項及び第3項に規定する通勤(公益的法 人等派遣職員及び退職派遣者にあっては、 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50 号)第7条第2項及び第3項に規定する通 勤(当該派遣先団体又は特定法人において 就いていた業務に係る就業の場所を地方公 務員災害補償法第2条第2項第1号及び第 2号に規定する勤務場所とみなした場合に 同条に規定する通勤に該当するものに限 る。))をいう。以下同じ。)による負傷 若しくは疾病の場合

(特別休暇)

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

(28) 学校(学校給食法(昭和29年 その都度必要 法律第160号)第5条の2の規定と認める期間 に基づき設置された施設を含

設置者の行った健康診断の結果、 勤務に制限を加える必要があると 認められる場合

略

む。)の設置者の行った健康診断 の結果、勤務に制限を加える必要 があると認められる場合

略

(鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年鳥取県人事委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)を 当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県公益的法人等への職員の第1条 この規則は、鳥取県公益的法人等への職員の 派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。 以下「条例」という。)第2条第2項第3号、第9 条及び第10条の規定に基づき、公益的法人等(条例 第1条に規定する公益的法人等をいう。以下同 じ。)への職員(条例第1条に規定する職員をい う。以下同じ。)の派遣等に関し必要な事項を定め るものとする。

(派遣職員等の報告)

第3条 略

(趣旨)

派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。 以下「条例」という。)第2条第2項第3号、第9 条、第19条及び第20条の規定に基づき、公益的法人 等(条例第1条に規定する公益的法人等をいう。以 下同じ。)への職員(条例第1条に規定する職員を いう。以下同じ。)の派遣等に関し必要な事項を定 めるものとする。

(派遣職員等の報告)

第3条 略

2 任命権者は、条例第19条の規定により、毎年5月 末日までに、前年度において公益的法人等への一般 職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法 律第50号。以下「法」という。) 第10条第1項の規 定により退職し引き続き条例第10条に規定する特定 法人(以下「特定法人」という。)に在職する者に 係る特定法人の名称、特定法人において業務に従事 する期間及び特定法人における処遇の状況等並びに 当該年度内に法第10条第1項の規定により職員とし て採用された者の採用後の処遇の状況等を人事委員 <u>会に報告するものと</u>する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50 号)第10条第2項に規定する退職派遣者であった者については、第2条の規定による改正前の職員の初任給、

昇給、昇格等の基準に関する規則第1条、第7条及び第8条の6第2項、第4条の規定による改正前の期末手 当及び勤勉手当の支給に関する規則第1条の2、第7条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する規則 第8条及び第9条、第8条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第4項及び第15 条並びに第9条の規定による改正前の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第4項及び第14 条の規定は、なおその効力を有する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曽 紀 厚 我

鳥取県人事委員会規則第7号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(選考により採用する職)

るものとする。この場合においては、法第17条第3 項ただし書に規定する人事委員会の承認があったも のとみなす。

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち 係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料 表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに 相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を 受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職 以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員 の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、 研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長 及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表 (1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれ に相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用 を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する 職以上の職、医療職給料表(3)の適用を受ける職 員の職のうち看護主任及びこれに相当する職以上 の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職 のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職

(選考により採用する職)

第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によ 第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によ るものとする。この場合においては、法第17条第3 項ただし書に規定する人事委員会の承認があったも のとみなす。

> (1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち 係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料 表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに 相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を 受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職 以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員 の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、 研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長 及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表 (1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれ に相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用 を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する 職以上の職、医療職給料表(3)の適用を受ける職 員の職のうち看護師長及びこれに相当する職以上 の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職 のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職

(2)~(7) 略

2 略

(2)~(7) 略 2 略

第2条 職員の任用に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(選考により採用する職)	(選考により採用する職)

- |第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によ|第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によ| るものとする。この場合においては、法第17条第3 項ただし書に規定する人事委員会の承認があったも のとみなす。
 - (1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち 係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料 表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに 相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を 受ける職員の職のうち教諭及びこれに相当する職 以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員 の職のうち教諭及びこれに相当する職以上の職、 研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長 及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表 (1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれ に相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用 を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する 職以上の職、医療職給料表(3)の適用を受ける職 員の職のうち看護主任及びこれに相当する職以上 の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職 のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職 (2)~(7) 略

2 略

るものとする。この場合においては、法第17条第3 項ただし書に規定する人事委員会の承認があったも のとみなす。

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち 係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料 表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに 相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を 受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職 以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員 の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、 研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長 及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表 (1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれ に相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用 を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する 職以上の職、医療職給料表(3)の適用を受ける職 員の職のうち看護主任及びこれに相当する職以上 の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職 のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職 (2)~(7) 略

2 略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の任用に関する規則第19条第1項第1号の規定は、平成20年3月21日から 適用する。

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第8号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後				改正前						
(代決の順序)				((代決の順序)					
第3条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる				穿	第3条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる					
	順序によりその	の事務を代決	するものとす	する。		順序によりその事務を代決するものとする。			する。	
	代決の						代決の			
	正当順序	第1次	第2次	第3次		正当	_ 順序	第1次	第2次	第 3 次
	決裁者					決裁者	ť \			
	事務局長	次長	主務課長	その他の課		事務局	長	次長	主務課長	その他の課
				長						長
	次長	主務課長	その他の課			次長		主務課長	その他の課	主務課の課
			長						長	<u>長補佐</u>
	課長	その他の課				課長		その他の課	主務課の課	
		長						長	<u>長補佐</u>	
				<u> </u>						

附 則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第9号

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第33号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改正前
(職員)	(職員)
第2条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、そ	第2条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、そ
の職は、事務局長、次長、課長、副主幹、主事及び	の職は、事務局長、次長、課長 <u>、課長補佐</u> 、副主
機械技師とする。	幹、主事及び機械技師とする。

附 則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第10号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前

(医療業務手当)

第2条 略

第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる 級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。

級の図	⊠分	職	種
略			
5	級	総合療育センターの医師、	保健所の課
		長及び医長並びに精神保健	建福祉センタ
		ーの課長 <u>及び医長</u>	

(手当の支給の特例)

第4条 略

2 及び3 略

- 4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従 4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従 事した時間が1日について4時間に満たない場合に おけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ 条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とす る。
 - (1) 略
 - (2) 防疫等業務手当(条例第4条第1項第3号ア <u>からウまで</u>又は第4号の業務に係るものに限 る。)
 - (3)~(9) 略

(医療業務手当)

第2条 略

2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条 2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条 第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる 級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。

級の区分		職	種
略	i		
5	級	総合療育センターの医師、	保健所の課
		長及び医長並びに精神保健	建福祉センタ
		一の課長	

(手当の支給の特例)

第4条 略

2 及び3 略

- 事した時間が1日について4時間に満たない場合に おけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ 条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とす る。
- (1) 略
- (2) 防疫等業務手当(条例第4条第1項第3号ア <u>若しくはイ</u>又は第4号の業務に係るものに限 る。)
- (3)~(9) 略

附 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第11号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄 中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号 とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削り、移動 後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応 する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存 在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合に は、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

(教育職給料表)

- - (1) 高等学校又は特別支援学校の校長、副校長、 教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実 習教諭、寄宿舎主任、寄宿舎副主任、講師(常時 勤務する者及び地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務 の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」とい う。)に限る。)、助教諭、養護助教諭、実習助 手及び寄宿舎指導員
 - (2)及び(3) 略
 - (4) 観光政策課の専門員(世界ジオパークネット ワーク加盟に向け調整等を行う者に限る。)
 - (5) 子ども発達支援室の副主幹(学校等関係機関 との調整強化を担当する者に限る。)

<u>(6)</u> 略

- (7) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び 専門員、保育専門学院の部長及び講師、鳥取看護 専門学校の副校長、教務主幹、教務主任及び講師 並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、部長、教 務主幹、教務主任及び講師
- (8) 男女共同参画センターの企画員(学校との連 (7) 男女共同参画センターの副主幹(学校との連

(教育職給料表)

- 第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対し|第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対し て適用する。
 - (1) 高等学校、特別支援学校の校長、教頭、教 諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、寄宿舎主 任、寄宿舎副主任、講師(常時勤務する者及び地 方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5 第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「短時間勤務職員」という。)に限 る。)、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿 舎指導員
 - (2)及び(3) 略
 - (4) 障害福祉課の副主幹(子ども発達支援室の副 主幹で学校等関係機関との調整強化を担当するも のに限る。)

<u>(5</u>) 略

- (6) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び 専門員、保育専門学院の次長(教務の職務を行う 者に限る。)、部長及び講師、鳥取看護専門学校 の副校長、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護 専門学校の副校長、部長、教務主幹、教務主任及 び講師

携及び学校における啓発に関する業務を担当する 者に限る。)

- (9) 略
- <u>(10)</u> 略
- (11) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主 事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支 援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管 理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、 管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教 育課の社会教育主査、副主幹(地域社会教育又は 家庭教育を担当する者に限る。)、指導主事及び 社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹 (社会教育又は学校教育を担当する者に限る。) 及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係 長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康 教育係長、体育係長及び指導主事並びにスポーツ 振興課の生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及 び指導主事
- <u>(12)</u> 略
- (13) 略
- (14) 博物館の専門員及び学芸員補(学校等関係機 関との調整強化を担当する者に限る。)
- (15) 略
- (16) 略
- <u>(17)</u> 略
- 3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適 3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適 用する。
 - (1) 中学校又は小学校の校長、副校長、教頭、教 諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常時勤務する者 及び短時間勤務職員に限る。)、助教諭及び養護 助教諭
 - (2)~(4) 略
 - (5) 観光政策課の専門員(世界ジオパークネット ワーク加盟に向け調整等を行う者に限る。)
 - (6) 子ども発達支援室の副主幹(学校等関係機関 との調整強化を担当するものに限る。)
 - <u>(7)</u> 略
 - (8) 略
 - (9) 男女共同参画センターの企画員(学校との連 携及び学校における啓発に関する業務を担当する 者に限る。)

携及び学校における啓発に関する業務を担当する 者に限る。)

- (8) 略
- <u>(9</u>) 略
- (10) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主 事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支 援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管 理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、 管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教 育課の社会教育主査、副主幹(地域社会教育又は 家庭教育を担当する者に限る。)、指導主事及び 社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹 (社会教育又は学校教育を担当する者に限る。) 及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係 長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、 健康教育係長、体育係長及び指導主事
- <u>(11)</u> 略
- (12) 略
- <u>(13)</u> 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) スポーツセンターの生涯スポーツ係長、競技 スポーツ係長及び指導主事
- 用する。
- (1) 中学校又は小学校の校長、教頭、教諭、養護 教諭、栄養教諭、講師(常時勤務する者及び短時 間勤務職員に限る。)、助教諭及び養護助教諭
- (2)~(4) 略
- (5) 障害福祉課の副主幹(子ども発達支援室の副 主幹で学校等関係機関との調整強化を担当するも のに限る。)
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 男女共同参画センターの副主幹(学校との連 携及び学校における啓発に関する業務を担当する 者に限る。)

- (10) 略
- <u>(11)</u> 略
- (12) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主 事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理 係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の 指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家 庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹(地域社 会教育又は家庭教育を担当する者に限る。)、指 導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主 査、副主幹(社会教育又は学校教育を担当する者 に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主 査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指 導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並 びにスポーツ振興課の生涯スポーツ係長、競技ス ポーツ係長及び指導主事
- <u>(13)</u> 略
- (14) 略
- (15) 博物館の専門員及び学芸員補(学校等関係機 関との調整強化を担当する者に限る。)
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- <u>(19)</u> 略
- 4 略

(研究職給料表)

- 第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等 第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等 をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員 で、次に掲げるものに適用する。
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (3) 略
 - (4) 略
 - (5) 略
 - (6) 水産試験場の場長、次長、部長、室長、特別 研究員及び研究員
 - (7) 略
 - (8) 略
 - <u>(9)</u> 略
 - <u>(10)</u> 略

- (9) 略
- <u>(10)</u> 略
- (11) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主 事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理 係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の 指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家 庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹(地域社 会教育又は家庭教育を担当する者に限る。)、指 導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主 査、副主幹(社会教育又は学校教育を担当する者 に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主 査、文化財係長及び文化財主事<u>並びに体育保健課</u> の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) スポーツセンターの生涯スポーツ係長、競技 スポーツ係長及び指導主事

(研究職給料表)

- をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員 で、次に掲げるものに適用する。
- (1) 文化政策課の学芸員
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 水産試験場の場長、室長、特別研究員及び研
- (8) 栽培漁業センターの所長、室長、特別研究員 <u>及び研究員</u>
- (9) 略
- (10) 略
- <u>(11)</u> 略
- <u>(12)</u> 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対し|第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対し て適用する。

(1)~(6) 略

- (7) 福祉保健部の医療政策監
- 用する。
- (1) 略
- (2) 総合事務所福祉保健局福祉保健課の保健衛生 係長(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛 生技師
- (3) 総合事務所生活環境局の局長(人事委員会が 定めるものに限る。)、副局長(人事委員会が定 めるものに限る。)、参事(人事委員会が定める ものに限る。)、環境・循環推進課の課長(人事 委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人事 委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員 会が定めるものに限る。)、副主幹(人事委員会 が定めるものに限る。)及び衛生技師並びに生活 安全課の課長、課長補佐(人事委員会が定めるも のに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに 限る。)、動物・鳥獣係長、動物・自然公園係 長、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。) 及び衛生技師

(4)~(7) 略

3 略

(医療職給料表)

て適用する。

(1)~(6) 略

- 2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適 2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適 用する。
 - (1) 略
 - (2) 総合事務所福祉保健局福祉保健課の衛生技師
 - (3) 総合事務所生活環境局の局長(人事委員会が 定めるものに限る。)、副局長(人事委員会が定 めるものに限る。)、環境・循環推進課の課長 (人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐 (人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人 事委員会が定めるものに限る。)、環境衛生係 長、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。) 及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐 (人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人 事委員会が定めるものに限る。)、食品係長、動 物・自然公園係長、副主幹(人事委員会が定める ものに限る。)及び衛生技師

(4)~(7) 略

3 略